

## 鴻巣市こうのとりSDGsパートナー制度実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、鴻巣市とともにSDGsの達成に向けた取組を実施する市内の企業、法人、NPO団体、市民団体、教育機関等（以下「事業者」という。）をこうのとりSDGsパートナー（以下「パートナー」という。）として認定し、その取組を広く周知するとともに、パートナー間の連携を促進することで、SDGsの達成や地域課題の解決に向けた取組を推進することを目的とする。

### (事業内容)

第2条 パートナー制度の事業内容は、次のとおりとする。

- (1) パートナーの募集及び認定に関すること。
- (2) パートナーのSDGsの達成に寄与する取組の市ホームページ等での周知及び公表に関すること。
- (3) パートナーのSDGs理解促進に向けた取組に関すること。
- (4) パートナー間の連携促進に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、SDGsの達成に寄与する取組の推進に関すること。

### (パートナーの要件)

第3条 パートナーとなる事業者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 市内において事業活動を行っていること。
- (2) SDGsの達成に向けた取組を実施している、又は実施する意欲のあること。
- (3) 法令等を遵守し、かつ、公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (4) 鴻巣市暴力団排除条例（平成24年鴻巣市条例第29号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらと密接な関係のある者と関係を有していないこと。
- (5) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的とした活動を行っていないこと。

(6) その他パートナー制度の信用やイメージを損なう活動又は正しい理解の妨げとなる活動を行っていないこと。

(認定申請)

第4条 パートナーとして認定を受けようとする事業者は、鴻巣市このとりSDGsパートナー申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、鴻巣市電子申請・届出サービスにより認定の申請をすることができる。

(認定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否について鴻巣市このとりSDGsパートナー認定通知書(様式第2号)又は鴻巣市このとりSDGsパートナー却下通知書(様式第3号)により、当該申請をした事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定を行ったときは、認定した事業者に鴻巣市このとりSDGsパートナー認定証(様式第4号。以下「認定証」という。)を交付するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 パートナーの認定の有効期間は、前条第1項の認定をした日から当該年度の末日までにする。

(認定の更新)

第7条 前条の有効期間が満了する日の1月前までにパートナーから認定の辞退の申出がないときは、パートナーの認定の有効期間は、1年間更新されるものとし、その後においてもまた同様とする。

(状況報告)

第8条 パートナーは、1年に1回、SDGsの達成に向けた取組状況を鴻巣市このとりSDGsパートナー活動状況報告書(様式第5号)により市長に報告しなければならない。

(申請内容の変更)

第9条 パートナーは、第4条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、鴻巣市このとりSDGsパートナー申請内容変更届出書

(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、鴻巣市電子申請・届出サービスにより認定の申請をすることができる。

(認定の辞退)

第10条 パートナーは、認定の有効期間の途中で認定を辞退しようとするときは、鴻巣市このとりSDGsパートナー認定辞退届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、鴻巣市電子申請・届出サービスにより認定の申請をすることができる。

(認定の取消し)

第11条 市長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 第3条のパートナーの要件に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽又は不正の事実により認定を受けたことが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がパートナーとして不適当であると認めたとき。

2 市長は、前項の取り消しを行ったときは、当該取消しをした事業者にその旨を通知するとともに、認定証を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年5月15日から施行する。